

賃金制度に関する協定書

ANAウイングス株式会社（以下、会社という）とANAウイングス乗員組合（以下、組合という）とは、賃金制度に関する取り扱いについて、「賃金制度に関する協定書（2023年3月31日締結）」に替え、以下のとおり協定する。

1. 基本給

基本給は「職能給体系」とし、「本給A」と「本給B」で構成する。

(1) 本給A

- ① 生計費に一定程度対応するものとし、全職掌同一とする。
- ② 賃金表は【別表1】のとおりとし、初任額は最終学歴による標準年齢および就業経験年数に基づき決定する。
 - 1). 最終学歴については以下のとおりとする。

高卒	勤続1年目（18歳相当）
専門卒（2年）、短卒	勤続3年目（20歳相当）
専門卒（3年）	勤続3年目（20歳相当）
大卒（航大卒含む）	勤続4年目（21歳相当）
院卒	勤続7年目（24歳相当）

- 2) 就業経験がある場合は、就業経験年数を換算し、上記勤続年数に加算する。

(2) 本給B

- ① 職務遂行能力に対応する「職能給」とし、職掌毎に設定する「職級号俸制」とする。職級とは人事資格（等級）と同一で以下のとおりとする。

区分	等級
訓練生	T
第2副操縦士	P3
副操縦士	P2
機長	P1

- ② 昇給については「経験習熟昇給」と「昇格昇給」により決定する。
- ③ 「経験習熟昇給」は原則として4号俸ずつ昇給する。
- ④ 賃金表は【別表2】のとおりとし、初任格付号俸は以下のとおりとする。

区分	初任号俸
訓練生	T-1
第2副操縦士	P3-1
副操縦士	P2-1

- ⑤ 昇格昇給は以下のとおりとする。

P3→P2	10,500円
P2→P1	12,000円

- ⑥ 機長昇格時の等級号俸は、副操縦士（P2）の当該の等級号俸から一旦15号俸を減じ、その減じた号俸の支給額に機長昇格時（P2→P1）の昇給額を加え、それに該当する機長（P1）の当該号俸から、46号俸を加えた等級号俸とする。

2. 職務手当

機長・副操縦士資格操縦士に対し、以下のとおり支給する。なお、資格および経験年数が月途中で発令・変更する場合は、日割りにより支給額を変更する。

＜機長資格操縦士＞

機長発令時の初任額を 600,000 円/月とし、機長発令後の機長経験 1 年毎に 10,000 円ずつ昇給し機長経験 5 年を経過する毎に昇給額を 30,000 円に増額する。なお、上限額は 850,000 円/月に設定する。

＜副操縦士資格操縦士＞

副操縦士発令時の初任額を 370,000 円/月とし、副操縦士発令後の副操縦士経験 1 年毎に経験 9 年までの間は、5,000 円ずつ昇給するものとする。

3. 航空従事者特別手当Ⅱ

社員が次に定める職位に任用された場合は、次の基準により航空従事者特別手当Ⅱを支給する。

	航空従事者特別手当Ⅱ①	航空従事者特別手当Ⅱ② (当該資格にかかわる飛行 1 時間あたり単価)
リードキャプテン	380,000 円/月	—
査察操縦士	225,000 円/月	5,000 円 (シミュレータの取り扱い時間を含む)
教官操縦士	180,000 円/月	4,000 円 (シミュレータの取り扱い時間を含む)
R E C	50,000 円/月	3,500 円
R T C	20,000 円/月	3,000 円
試験飛行操縦士	—	機長 2,700 円 副操縦士 1,850 円

- (1) 航空従事者特別手当Ⅱ①は複数の職位に任用された場合、最も高い額を支給し併給はしない。
- (2) 航空従事者特別手当Ⅱ①は月途中で当該職位にかかわる発令がなされた場合は、日割りにて支給額を調整する。

4. 特別職務手当

テクニカルスーパーバイザー（T S）発令された者に対して、月額 80,000 円の特別職務手当を支給する。

なお、航空従事者特別手当Ⅱ①は R E C 資格・R T C 資格には併給し、その他の資格には併給はしない。航空従事者特別手当Ⅱ②は併給する。

また、月途中で発令がなされた場合は、日割りにて支給額を調整する。

5. 変動手当

(1) 支給額

機長・副操縦士資格操縦士に対し、乗務時間 1 時間あたり以下の変動手当単価を定め、月間の乗務時間の合計を乗じて支給する。なお、月間の乗務時間の合計が 50 時間に満たない場合は、変動手当単価に月間の乗務時間の合計および 50 時間をそれぞれ乗じた金額との差額を支給する。

乗務時間区分	機長	副操縦士
50 時間以下	4,500 円	2,700 円
50 時間を超え 60 時間以下	6,000 円	3,600 円
60 時間を超え 70 時間以下	7,500 円	4,500 円
70 時間を超え 80 時間以下	9,500 円	5,700 円
80 時間超	11,500 円	6,900 円

(2) 乗務時間

「乗務時間」とは、予定された乗務時間（ブロックタイム）と実際の乗務時間と比較して長い

方とする。

6. 第2副操縦士資格操縦士乗務手当
第2副操縦士発令後、副操縦士任用訓練の路線訓練課程において乗務を行った場合、乗務1時間あたり2,600円を支給する。

7. レグ手当
機長・副操縦士に対し、1レグ当たり以下の単価を定め、毎月のレグ実回数を乗じて支給する。

機長資格操縦士	1,900 円
副操縦士資格操縦士	1,140 円

8. 勤務割増手当Ⅰ
一暦月の実勤務時間が「月間所定労働時間」を超えた場合には次の算式により支給する。

- (1) 支給額

$$\text{支給額} = A \times B$$

$$A = (\text{本給 A} + \text{本給 B} + \text{住宅手当または相当額} + \text{職務手当} + \text{航空従事者特別手当Ⅱ①} + \text{特別職務手当}) \div 162 \times 1.35$$

$$B = \text{月間実勤務時間} - \text{月間所定労働時間}$$

- (2) 月間所定労働時間とは以下の時間とする。

暦日数	月間所定労働時間
28 日	160 時間
29 日	165 時間
30 日	171 時間
31 日	177 時間

9. 勤務割増手当Ⅱ
勤務実績が勤務割発表時の勤務時間を延長した場合は、勤務時間8時間まで次の算式により手当を支給する。

$$\text{支給額} = A \times B$$

$$A = (\text{本給 A} + \text{本給 B} + \text{住宅手当または相当額} + \text{職務手当} + \text{航空従事者特別手当Ⅱ①} + \text{特別職務手当}) \div 162 \times 1.0$$

$$B = \text{当日の勤務変更後の勤務時間数} - \text{勤務割発表時の勤務時間数}$$

10. 特別調整手当

1日の勤務時間が8時間を超えた場合には、次の算式により特別調整手当を支給する。

$$\text{支給額} = A \times B$$

$$A = (\text{本給 A} + \text{本給 B} + \text{住宅手当または相当額} + \text{職務手当} + \text{航空従事者特別手当Ⅱ①} + \text{特別職務手当}) \div 162 \times 1.35$$

$$B = 1 \text{ 日あたり } 8 \text{ 時間を超えた勤務時間数}$$

11. 深夜勤務割増手当

深夜時間帯（22時から5時までの間）に勤務した場合は、次の算式により深夜勤務割増手当を支給する。

$$\text{支給額} = (\text{本給 A} + \text{本給 B} + \text{住宅手当または相当額} + \text{職務手当} + \text{航空従事者特別手当Ⅱ①} + \text{特別職務手当}) \div 162 \times 0.35 \times \text{深夜勤務時間数}$$

12. 深夜変動手当割増

深夜時間帯（22時から5時）に乗務した場合は、次の算式により、深夜変動手当割増を支給する。

$$\text{支給額} = \text{変動手当単価（50 時間以下）} \times 0.35 \times \text{深夜乗務時間数}$$

なお、上記変動手当単価は機長資格操縦士、副操縦士資格操縦士それぞれの資格に応じた単価を適用のこととする。

13. 日曜日祝日出勤手当

日曜日、国民の祝日に関する法律に定められた休日および12月29日から1月3日までの期間に勤務した場合は、日曜日・祝日出勤手当を次の各号により支給する。

(1) 支給額

- ① 日曜日、国民の祝日に関する法律に定められた休日および12月29日に勤務した者に対し、勤務一暦日（00:00～23:59）につき500円を支給する。
- ② 12月30日、31日、1月1日、2日、3日に勤務した者に対し、勤務一暦日（00:00～23:59）につき5,000円を支給する。

(2) 併給関係

12月30日から1月3日までの期間に勤務した場合に支給される本条手当は、それ以外の日に勤務した場合に支給される本条手当とは併給しない。

14. 家族手当

扶養家族1人につき	月額15,000円
-----------	-----------

- (1) 支給対象者は以下のとおりとする。ただし支給対象扶養家族は4人までとする。なお、原則として、本人との同居者に限る。

- ① 満22歳未満の子及び養子
- ② 満60歳以上の父母及び養父母
ただし、配偶者が死亡している母及び養母については、満50歳以上とする。
- ③ 満22歳未満の弟妹
- ④ 特別障害者（3親等以内）
- ⑤ 要介護者（2親等以内）

ただし、別居している場合や、②から⑤の場合は、本人が扶養しなければならず、手当を支給するやむを得ない事情があるものと総務部長が認定した場合に限る。

- (2) 支給対象者の発生および増による本手当の支給開始および支給額の変更は、本手当にかかわる申請を受理した翌月より実施する。
- (3) 支給対象者の減による本手当の減額は、事由発生の翌月より実施する。

15. 住宅手当

	東京地区勤務者	その他地区勤務者
家族を有する世帯主	月額36,000円	月額16,000円
上記以外	月額21,000円	月額11,000円

- (1) 会社の手配した施設（社宅、寮、借上げ社宅等）に入居している場合は、支給しない。
- (2) 家族を有する世帯主の定義
「家族を有する世帯主」とは家族手当の支給における、扶養家族と同一の者、または配偶者を有する世帯主と定義する。また、「世帯主」とは同一世帯における収入が最も高位にある者とする。
- (3) 「家族を有する世帯主」でなくなった場合は、事由発生の翌月から支給額を減額する。
- (4) 「家族を有する世帯主」となり、手当の増額となる場合は、事由発生の翌月より増額する。
- (5) 運航乗務員の居住にかかわる特別な取扱いの適用者については、勤務地区によらず居住地区の支給額を支給する。

16. 別居手当

会社の認めた同居家族を有する世帯主が転勤により単身赴任し、30日以上世帯を分けて生活し、会社の認める特別な事情がある場合、1ヵ月あたり55,000円を支給することがある。

なお、月途中で本手当の支給事由が発生した場合は、日割りにて支給する。

17. 特定勤務地手当調整金

2020 年 3 月 31 日時点で、社内共働きでいずれも旧制度における特定勤務地手当が支給されており、かつ借上社宅に入居し世帯主ではない社員に対して以下の通り支給をする。

(1) 支給額

月額 10,000 円

(2) 支給期間

住宅手当が支給される場合または、支給対象者本人または配偶者が東京地区以外の所属となった場合は支給を停止する。

18. 長期欠勤の場合の賃金

(1) 業務上・通勤途上災害以外の傷病（私傷病）で、欠勤が長期にわたる場合の賃金は、次のとおりとする。

欠勤開始日からの 欠勤期間	本給A 家族手当 住宅手当	本給B	職務手当	変動手当の 50 時間相当との差額	航空従事者 特別手当Ⅱ① 特別職務手当
3 ヶ月まで	全額支給	全額支給	全額支給	全額支給	全額支給
3 ヶ月以上 6 ヶ月まで	全額支給	全額支給	80%を支給	80%を支給	80%を支給
6 ヶ月以上 12 ヶ月まで	全額支給	65%を支給	65%を支給	支給しない	65%を支給
12 ヶ月超	支給しない	支給しない	支給しない	支給しない	支給しない

(2) 欠勤の場合は、一時金についても以下の算式による金額を減額する。

一時金額 × (当該一時金対象期間中における不就労日数 + 欠勤日数 + 無給の特別休暇日数)
÷ 当該一時金対象期間

19. ステップアップ特別金

ステップアップ休暇取得時、ステップアップ特別金として 20 万円を支給する。

20. 有効期間

(1) 本協定の有効期間は、2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までとする。

(2) 期間満了の 1 ヶ月前迄に、会社または組合より文書による通知がない場合には、同一条件にて更に 1 年間本協定が延長され、爾後も同様とする。ただし、延長の場合は、2027 年 3 月 31 日を越えないものとする。

2025 年 3 月 31 日

ANA ウイングス株式会社
取締役社長 江島 聖志

ANA ウイングス乗員組合
執行委員長 鈴木 啓督

【別表 1】

年齢	本給 A
18	106,050
19	107,600
20	109,150
21	110,700
22	112,250
23	114,750
24	117,250
25	118,500
26	122,000
27	125,500
28	129,000
29	132,500
30	136,500
31	140,500
32	144,500
33	148,500
34	152,000
35	154,500
36	156,500
37	158,500
38	160,500
39	162,500
40	164,500
41	165,500
42	166,500
43	167,500
44	168,500
45	169,500
46	170,500
47	171,500
48	172,500
49	173,500
50	173,500
51	173,500
52	173,500
53	173,500
54	173,500
55	172,000
56	170,500
57	169,000
58	167,500
59	166,000

【別表 2】

T（訓練生）	
号俸	金額
1	119,750
2	119,850
3	119,950
4	120,050
5	120,150
6	120,250
7	120,350
8	120,450
9	120,550
10	120,650
11	120,750
12	120,850
13	120,950
14	121,050
15	121,150
16	121,250
17	121,500
18	121,750
19	122,000
20	122,250
21	122,500
22	122,750
23	123,000
24	123,250
25	123,500
26	123,750
27	124,000
28	124,250
29	124,500
30	124,750
31	125,000
32	125,250
33	125,500
34	125,750
35	126,000
36	126,250
37	126,500

P 3（第 2 副操縦士）	
号俸	金額
1	124,000

P 2 (副操縦士)									
号俸	金額	号俸	金額	号俸	金額	号俸	金額	号俸	金額
W1	114,000	26	172,000	66	214,000	106	224,000	146	234,000
W2	115,250	27	173,500	67	214,250	107	224,250	147	234,250
W3	116,500	28	175,000	68	214,500	108	224,500	148	234,500
W4	117,750	29	176,500	69	214,750	109	224,750	149	234,750
W5	119,000	30	178,000	70	215,000	110	225,000	150	235,000
W6	120,250	31	179,750	71	215,250	111	225,250	151	235,250
W7	121,500	32	181,500	72	215,500	112	225,500	152	235,500
W8	122,750	33	183,250	73	215,750	113	225,750	153	235,750
W9	124,000	34	185,000	74	216,000	114	226,000	154	236,000
W10	125,500	35	186,750	75	216,250	115	226,250	155	236,250
W11	127,000	36	188,500	76	216,500	116	226,500	156	236,500
W12	128,500	37	190,250	77	216,750	117	226,750	157	236,750
W13	130,000	38	192,000	78	217,000	118	227,000	158	237,000
W14	131,500	39	193,750	79	217,250	119	227,250	159	237,250
W15	133,000	40	195,500	80	217,500	120	227,500	160	237,500
1	134,500	41	197,250	81	217,750	121	227,750	161	237,750
2	136,000	42	199,000	82	218,000	122	228,000	162	238,000
3	137,500	43	199,750	83	218,250	123	228,250	163	238,250
4	139,000	44	200,500	84	218,500	124	228,500	164	238,500
5	140,500	45	201,250	85	218,750	125	228,750	165	238,750
6	142,000	46	202,000	86	219,000	126	229,000		
7	143,500	47	202,750	87	219,250	127	229,250		
8	145,000	48	203,500	88	219,500	128	229,500		
9	146,500	49	204,250	89	219,750	129	229,750		
10	148,000	50	205,000	90	220,000	130	230,000		
11	149,500	51	205,750	91	220,250	131	230,250		
12	151,000	52	206,500	92	220,500	132	230,500		
13	152,500	53	207,250	93	220,750	133	230,750		
14	154,000	54	208,000	94	221,000	134	231,000		
15	155,500	55	208,500	95	221,250	135	231,250		
16	157,000	56	209,000	96	221,500	136	231,500		
17	158,500	57	209,500	97	221,750	137	231,750		
18	160,000	58	210,000	98	222,000	138	232,000		
19	161,500	59	210,500	99	222,250	139	232,250		
20	163,000	60	211,000	100	222,500	140	232,500		
21	164,500	61	211,500	101	222,750	141	232,750		
22	166,000	62	212,000	102	223,000	142	233,000		
23	167,500	63	212,500	103	223,250	143	233,250		
24	169,000	64	213,000	104	223,500	144	233,500		
25	170,500	65	213,500	105	223,750	145	233,750		

P 1 (機長)									
号俸	金額	号俸	金額	号俸	金額	号俸	金額	号俸	金額
W1	126,000	18	184,000	58	246,000	98	306,500	138	338,500
W2	127,250	19	185,500	59	247,750	99	308,000	139	339,000
W3	128,500	20	187,000	60	249,500	100	309,500	140	339,500
W4	129,750	21	188,500	61	251,000	101	311,000	141	340,000
W5	131,000	22	190,000	62	252,500	102	312,500	142	340,500
W6	132,250	23	191,750	63	254,000	103	314,000	143	341,000
W7	133,500	24	193,500	64	255,500	104	315,500	144	341,500
W8	134,750	25	195,250	65	257,000	105	316,500	145	342,000
W9	136,000	26	197,000	66	258,500	106	317,500	146	342,500
W10	137,500	27	198,750	67	260,000	107	318,500	147	343,000
W11	139,000	28	200,500	68	261,500	108	319,500	148	343,500
W12	140,500	29	202,250	69	263,000	109	320,500	149	344,000
W13	142,000	30	204,000	70	264,500	110	321,500	150	344,500
W14	143,500	31	205,750	71	266,000	111	322,500	151	345,000
W15	145,000	32	207,500	72	267,500	112	323,500	152	345,500
W16	146,500	33	209,250	73	269,000	113	324,500	153	346,000
W17	148,000	34	211,000	74	270,500	114	325,500	154	346,500
W18	149,500	35	212,250	75	272,000	115	326,500	155	347,000
W19	151,000	36	213,500	76	273,500	116	327,500	156	347,500
W20	152,500	37	214,750	77	275,000	117	328,000	157	348,000
W21	154,000	38	216,000	78	276,500	118	328,500	158	348,500
W22	155,500	39	217,250	79	278,000	119	329,000	159	349,000
W23	157,000	40	218,500	80	279,500	120	329,500	160	349,500
1	158,500	41	219,750	81	281,000	121	330,000	161	350,000
2	160,000	42	221,000	82	282,500	122	330,500	162	350,500
3	161,500	43	222,250	83	284,000	123	331,000	163	351,000
4	163,000	44	223,500	84	285,500	124	331,500	164	351,500
5	164,500	45	224,750	85	287,000	125	332,000	165	352,000
6	166,000	46	226,000	86	288,500	126	332,500	166	352,500
7	167,500	47	227,250	87	290,000	127	333,000	167	353,000
8	169,000	48	228,500	88	291,500	128	333,500	168	353,500
9	170,500	49	230,250	89	293,000	129	334,000	169	354,000
10	172,000	50	232,000	90	294,500	130	334,500	170	354,500
11	173,500	51	233,750	91	296,000	131	335,000	171	355,000
12	175,000	52	235,500	92	297,500	132	335,500	172	355,500
13	176,500	53	237,250	93	299,000	133	336,000	173	356,000
14	178,000	54	239,000	94	300,500	134	336,500	174	356,500
15	179,500	55	240,750	95	302,000	135	337,000	175	357,000
16	181,000	56	242,500	96	303,500	136	337,500	176	357,500
17	182,500	57	244,250	97	305,000	137	338,000	177	358,000